

農地法4条・5条許可申請の添付書類一覧 (調整区域内、県知事許可分)

(令和5年3月調整)

共通	目的別 [] 内は都市計画法の該当条文←同様の書類を添付する。		備考
1) 位置図(1/2500都市計画図) ・申請地の位置を朱書きにて図示する。	1. 農家住宅	① 農家証明書 ② 住民票 ③ 建て替えの場合は跡地利用計画書	◇農地取得後及び農地改良後3年以内の早期転用は不可。
2) 土地の地番、周辺地目を表示する図面 ・申請地を朱書(隣接地の現況地目を記入)	[29-2]		
3) 配置図(排水系統を青書で併記) ・駐車場、資材置場等も必要	2. 施設用地 (農業用倉庫、畜舎等) [29-2]	① 農家証明書(筆頭者でない場合は住民票も) ② 土地建物の利用計画図(農機具等の配置図等) *90㎡未満の場合、都市計画法開発許可は適用除外。	◇正本(1部)には、原本を添付。副本(2部)にはコピーを添付すること。
4) 土地の登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)	3. 店舗等(日常生活) [34-1]	① 店舗レイアウト ② 周辺の戸数、同業者の位置図(1/2,500) ③ 個人の場合は事業証明又は資格証明 ④ 住民票	
5) 建物の平面図及び立面図 ・建築面積、建ぺい率(22~60%)、 延床面積のわかるもの			◇目的別がない案件については、別途指定します。
6) 被害防除措置(具体的な計画) ・隣地が農地の場合は、隣地承諾書	4. 農産物処理等の施設 [34-4]	① 事業計画書 ② 施設のレイアウト	
7) 個人の場合:資金証明(通帳の写し、融資証明) 法人の場合:法人の登記事項証明書、定款、議事録、 貸借対照表、損益計算書	5. 工場 [34-6]	① 既存工場所在地及びその位置図 ② 関連工場位置図(親工場) ③ 事業取引内容	◇この表の他にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
8) その他必要な書類 ① 理由書(必要性、土地選定等) ② 誓約書(被害の補償、禁転売、禁転貸等)	6. 分家住宅 [34-14]	① 戸籍謄本、住民票(所有者と事業主との関係) ② 農家証明書、名寄帳 ③ 従前が借家の場合は賃貸契約書	
③ 土地改良区意見書 □愛知用水土地改良区 三好事務所 TEL0561-32-2365	7. 店舗(沿道サービス) [34-14]	① 事業計画書、事業証明又は資格証 ② 市街化区域の対象道路からの距離を示す図面	◇市農業委員会の受付は毎月5日締切、休日の場合は翌開庁日です。
※他に意見書が必要な場合は別途指示致します。	8. 自己用住宅 [34-14]	① 住民票 ② 名寄帳 ③ 従前が借家の場合は賃貸契約書(写し)※公団住宅、社宅も含む	
④ 都計法等他法令に該当する場合は、申請日を記載			
⑤ 申請土地に権利設定がある場合は同意書(地役権、地上権等)			
⑥ 無断転用の追認の場合は、始末書			
⑦ 10,000㎡以上案件は、土地開行為協議 申出を市企画課へ申出	9. 駐車場及び資材置場	① 操業、開業、開始時期がわかるもの ② 事業所の位置図 ③ 現況利用図及び計画図 ④ 既存施設位置図、配置図 ⑤ 事業計画書	
⑧ 1,000㎡以上開発案件は、開行為等事業計画 事前協議書を市都市計画課へ申出			
⑨ その他、申請の種類により必要と指示する書類(※)	10. 収用移転関係 [34-14]	① 収用物件と申請者との関係がわかるもの (住民票、家屋登記簿、課税証明、借家証明) ② 収用証明書(土地、建物の収用面積、収用工法等) ③ 残地がある場合は土地収用対象事業施行者の理由書 ④ 従前地と申請地の土地と建物の比較表 ⑤ 従前地の敷地現況図、平面図 ⑥ 収用面積に対し1.5倍以上の場合、その必要性等の理由書 ⑦ 一部収用の時は残地でできない理由書及び跡地利用計画書	
◆問合せ 愛知県尾張農林水産事務所 農政課 TEL052-961-1628 豊明市農業委員会事務局 TEL0562-92-8312			